



松本市諮問
松福保第8号
令和4年3月28日

松本市国民健康保険運営協議会
会長 澤地 雅 弘 様

松本市長 臥雲 義尚



松本市国民健康保険税の改定について（諮問）

平成30年4月に新たな国保制度となり、安定した国保財政が運営することが可能となりました。そこで、松本市国民健康保険被保険者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の減額改定をすることについて、貴協議会の意見を求めます。

記

1 改定案

- (1) 基礎課税額(医療分)のうち、県下19市の平均値より高い所得割率、平等割額を引き下げます。均等割額は、平均以下のため引き下げの対象としません。
ア 所得割率 現行 9.1% → 引き下げ
イ 平等割額 現行 22,700円 → 引き下げ
- (2) 財源は、令和3年度決算として見込まれる余剰金8億7,800万円を活用します。

2 施行日

令和4年4月1日